契約書(案)

件名	クフリベイト	・アナリアイクス	K社 Web o	of Science	一天	(内訳は別	刊紙の	とおり)
代金額	金	円也						
(内訳)	電子リソース	の利用料金		円(消	費税別・	リバース	チャー	-ジ対象)
	手数料	円 (き	うち消費税	及び地方	消費税の	D額		_円)
上記の代	(金額のうち消	費税及び消費税の	の額とは、	消費税法	よ及び地!	方税法の	規定よ	り課され
る消費税	紀及び地方税に	相当する金額で、	代金額の	うち手数	料額に	110分の	10 を	乗じて得
た金額で	である。							
発注者	公立大学法人	国際教養大学	理事長	鈴木 典	此古 (以	以下「甲」	٤٧٠.	う。) と受
注者		(以下「乙	」という。) との間	において	、上記の	件名に	ついて、
上記の代	C金額で次の条I	頁により契約を紹	辞結するも	のとする	0			

- 第1条 Web of Science (以下「本件データベース」という。)の利用に際しては、本件データベース提供者が定めた利用規約等に従うものとする。
- 第2条 乙は、別紙内訳書に基づき、甲に対して本件データベースを利用させるものとし、 甲はその対価として上記代金額を支払うものとする。
- 第3条 契約期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 第4条 代金は1年分ごとに全額前払いするものとし、令和2年4月1日以降、甲が乙の 適正な請求書を受理した日の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振込の方法 により支払うものとする。
- 第5条 代金の請求書は、国際教養大学 学修支援室 学修支援チームに送付するものとする。
- 第6条 本契約は事業者向け電気通信利用役務の提供に該当し、リバースチャージ方式に よる消費税等の申告・納付の対象となる。

第7条

- 1 乙は甲が本件データベースの利用にあたり、本件データベース提供者と連携して、本製品が継続的に滞りなく運用されるように努めるものとする。
- 2 乙は甲の責めによらない障害によって本件データベースの提供を一時的に中 断する場合には、甲に、その旨を事前もしくは障害発生時に乙が気づいた後に 速やかに通知することとする。
- 3 本条第2項の場合には、乙は本件データベース提供者と連携し、甲によって承認された最善の措置を講じて障害の回復を行う。
- 4 乙は、1から3項の責任を除いて、法律上の請求の原因の如何を問わず、本件 データベースの利用又は利用不能から生じるいかなる損害(逸失利益の損失、

事業の中断、及び第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害を含むがこれに限定されない。)に関して一切責任を負わないものとする。但し、甲の損害が乙の故意又は重過失による行為に基づく場合には乙の賠償責任は免責されないものとする。

- 5 本件データベースの利用のために甲が使用するハードウェア及び LAN 等は甲の責任において管理されるものとし、乙は、当該ハードウェア及び LAN 等のトラブル又は通信回線上の問題その他乙の責に帰すことのできない理由から生じたいかなる障害に関して一切責任を負わないものとする。
- 第8条 甲及び乙は、相手側の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承し、又は担保に供してはならない。
- 第9条 甲及び乙は、本契約の有効期間中はもとより本契約終了後も、本契約の内容及び本 契の履行に関して知り得た相手方の業務上又は技術上の機密情報を、第三者に開 示または漏洩しないものとする。但し、乙は、本契約遂行上必要な限度で甲に関す る情報を本件データベース提供者に対し提供することができるものとする。
- 第10条 甲又は乙は、本契約に定める義務及び責任を相手方が履行しなかった場合は、相 当な機関を定めて催告し、それでも履行されなかったときは、直ちに本契約を解除 することができりものとする。但し、この契約解除は第11条に定める損害賠償の 請求を妨げないものとする。
- 第11条 甲又は乙が、本契約の各条項に違反し、相手方に損害を被らせたときは、当該損害の賠償をするものとする。但し、乙の責任範囲は第7条に定める範囲とする。
- 第12条 代金の変更、又はその他の事情により本契約条項に変更が生じた場合には、乙は、 甲に対して書面により速やかに通知するものとし、甲・乙は協議するものとする。
- 第13条 契約保証金は、免除する。

第14条

- 1 この契約について、甲乙間に紛争が生じたときは、双方の協議により誠意をもって円満に解決するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。
- 第15条 この契約に関する訴えの管轄は、国際教養大学の所在地を管轄区域とする秋田 地方裁判所を第一審の所轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。 この契約書は2通作成し、双方で各1通所持するものとする。

2020年〇月〇日

甲 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱 193 番地 2 公立大学法人国際教養大学 理事長 鈴木 典比古

Z			

内訳書

Web of Science 一式

•	Web	of	Science	Core	Collection
---	-----	----	---------	------	------------

The of colonic concerns.	
Science Citation Index Expanded	(1980年~)
Social Science Citation Index	(1980年~)
Arts & Humanities Citation Index	(1980年~)
Conference Proceedings Citation Index-Science	(1990年~)
Conference Proceedings Citation Index-Social Science	(1990年~)
Emerging Sources Citation Index	(2015年~)
Book Citation Index	(2005年~)
• InCites Journal & Highly Cited Data	(1997年~)